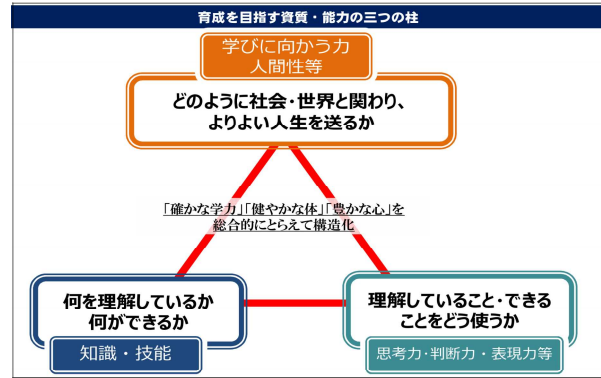


1 学習指導要領改訂の基本方針

(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理している。



(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められる。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ・ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図っていくものであること。
- ・ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められているため、今回の改訂において新たに示している。



2 改善・充実の具体的事項（主に新設の内容）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

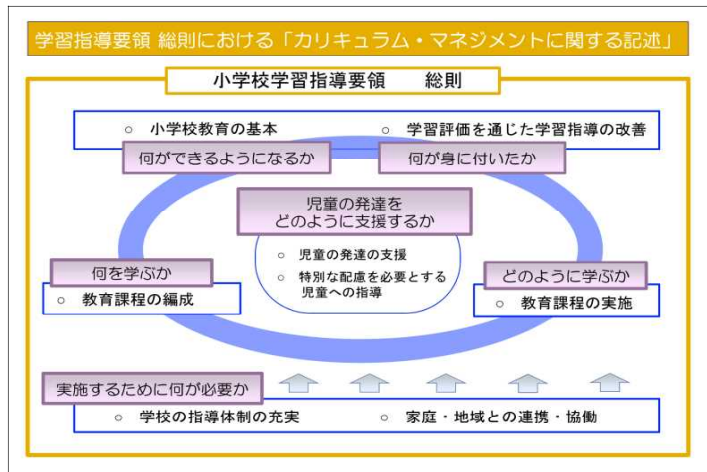
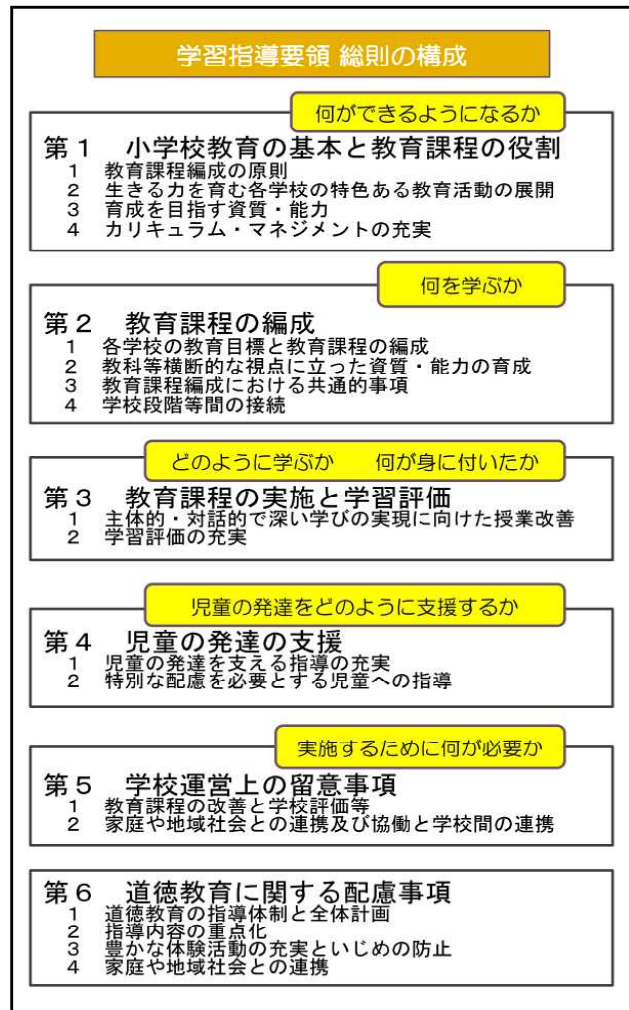
○ 育成を目指す資質・能力

児童の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成をバランスよく実現するよう留意すること。

○ カリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、以下の三点などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めるものとする。

- ①児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。



第2 教育課程の編成

○ 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするるとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

○ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

各学校においては、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成すること

に向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

→「現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容」(解説総則編 付録6(P204~P249))を参照の上、活用すること。

○ 教育課程の編成における共通的事項

◇短い時間を活用して行う指導

10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

(留意点)

- ・ 道徳科や特別活動(学級活動)の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。
- ・ 年間35単位時間、週当たり1単位時間の外国語活動を短時間で実施することは、まとまりのある授業時間を確保する観点から困難である。
- ・ 児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に位置付けることなく行われる活動は、当然、授業時数外の教育活動となる。

○ 学校段階等間の接続

◇幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、総合的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

◇中学校教育及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程

小学校と中学校の接続に際しては、義務教育9年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。

- ・ 学校運営協議会等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・ 各小・中学校の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
- ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

第3 教育課程の実施と学習評価

○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体

的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実を図ること。

→各教科等の具体的な指導等については、各教科等でまとめた資料を参考にすること。

第4 児童の発達の支援

○ 児童の発達を支える指導の充実

◇学級経営、児童の発達の支援

学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

学校の教育活動全体を通じてガイダンスとカウンセリングの機能を充実していくことが大切である。

○ 特別な配慮を必要とする児童への指導

◇個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第5 学校運営上の留意点

○ 教育課程の改善と学校評価等

◇カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。

◇各分野における学校の全体計画等との関連付け

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第6 道徳教育推進上の配慮事項

○ 道徳教育の指導体制と全体計画

各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

○ 家庭や地域社会との連携

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。